

前橋市高齢者避難情報コールサービス実施要項

令和2年6月29日から適用する。

取扱担当課 前橋市役所 防災危機管理課（3階） 電話 027-898-5935（直通） 027-224-1111（内線2935）
---

1	事業目的	市長は、洪水や土砂災害が想定される区域に居住し、携帯電話を所有していない高齢者世帯に対し、避難情報等を緊急速報メールに代わり固定電話に伝達するサービス（以下「前橋市高齢者避難情報コールサービス」という。）を実施することによって、当該高齢者世帯の適切な避難行動を促進することを目的とする。
2	対象者	次の全てに該当する高齢者世帯とする。 (1) 市内の洪水浸水想定区域が含まれる町又は土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域若しくは土砂災害危険箇所が含まれる町に居住していること。 (2) 世帯員の全てが携帯電話を所持していないこと。 (3) 家庭用プッシュ式固定電話を保有し、プッシュ式電話回線が利用可能であること。 (4) 電話での意思疎通が可能であること。 (5) 世帯員の年齢が原則全て75歳以上であること。
3	伝達情報	次の避難情報等を発信する。 (1) 自主避難所の開設情報 (2) 【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始 (3) 【警戒レベル4】避難勧告 (4) 【警戒レベル4】避難指示（緊急） (5) 【警戒レベル5】災害発生情報
4	伝達方法	(1) あらかじめ市に登録された家庭用固定電話宛に電子音声で一斉配信する。 (2) (1)で一斉配信した際、通話中等により不通となった場合は、更に1回自動で再配信する。
5	利用申請	登録を希望する者は、前橋市高齢者等避難情報コールサービス登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）により、市長に登録を申請しなければならない。この場合において、登録を申請することができる電話番号は、各世

		帯1台とする。
6	登録	<p>市長は、登録申請書の提出があり、対象者の要件を満たすことを確認したときは、高齢者避難情報コールサービスの利用者として次の事項（以下「登録情報」という。）を登録するものとする。</p> <p>(1) 世帯主氏名</p> <p>(2) 住所</p> <p>(3) 全ての世帯構成員の氏名及び生年月日</p> <p>(4) 電話番号（各世帯1台）</p>
7	登録内容の変更	<p>1 高齢者避難情報コールサービスの利用者として登録された者（以下「登録者」という。）は、登録情報のいずれかに変更が生じたときは、前橋市高齢者避難情報コールサービス登録情報変更申請書（様式第2号。以下「変更申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、登録者から変更申請書の提出があったとき、又は、登録者の登録情報に変更があったことを知ったときは、登録内容を変更するものとする。</p>
8	登録の取り消し	<p>1 登録者は、対象者としての要件を満たさなくなったときは、前橋市高齢者避難情報コールサービス廃止申請書（様式第3号。以下「廃止申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、登録者から廃止申請書の提出があったとき、又は、登録者が対象者としての要件を満たさなくなったことを知ったときは、登録を取り消すものとする。</p>
9	制度の周知	市は、広報誌等で制度周知を行うものとする。
10	申請書等の様式	<p>1 前橋市高齢者避難情報コールサービス登録申請書（様式第1号）</p> <p>2 前橋市高齢者避難情報コールサービス登録情報変更申請書（様式第2号）</p> <p>3 前橋市高齢者避難情報コールサービス廃止申請書（様式第3号）</p>